

1次避難所の開設・運営マニュアル

1次避難所は、震度5弱以上の地震が発生したときや、避難勧告等が発令されたときの、緊急避難場所として使用し、次の活動を行います。

1 住民の安否確認

2 在宅避難者の把握

3 被害状況の確認

このマニュアルは、1次避難所を自主防災組織の活動拠点として、将来起こりうる災害に素早く適正に対応できるよう作成していますので、日頃から熟読の上、訓練などにもご利用ください。



安否確認・在宅避難者の把握

災害発生時において住民の安否を確認することは、災害対策のため、極めて重要です。

普段から世帯名簿の様式（別紙参照）を作成しておき、1次避難所に常備しておくことで、安否確認を効率的に行うことができます。

また、救援物資などを適切に配分するため、在宅避難者の把握が必要です。

住民



- 自分の身の安全を確保するとともに、家族の安全を確認
- 火の始末をして屋外へ避難
- 隣近所と声を掛け合って1次避難所へ避難
- 1次避難所において世帯名簿（別紙）を作成し、隣保長を通じて自主防災長に報告

隣保長（組長、ブロック長、班長など）

- 自治会名簿等をもとにチェックし、1次避難所において避難してきた住民の世帯名簿を集め、支援の必要な人などをまとめて自主防災長に報告



自主防災長（区長）



- 1次避難所の安全を確認し、自主防災組織の活動拠点を設置
- 隣保長から世帯名簿を集約し、地区全体の住民の安否を確認